

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第58号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(入所定数)

第3条 条例第5条第2項に規定する入所定数は、別表第1のとおりとする。

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第3条関係)

区 分		入 所 定 数
条例第2条第1号に掲げる事業		人 10
条例第2条第5号に掲げる事業	京都市児童療育センター以外	50人(難聴児を対象とする児童発達支援を行う場合にあっては、30人)
	京都市児童療育センター	40

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(児童福祉センター)